

茨城県立学校等 Web サイト（CMS）環境構築業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

茨城県立学校等 Web サイト（CMS）環境構築業務委託（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的と概要

- ・ 現在、県においては、県立盲学校や一部関係団体を除き、下表のとおり、コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」）により、所属ごとに Web サイトを運営している。
- ・ 本業務は、現行システムと同等以上の機能を有し、令和 13 年度までセキュリティの維持が可能な CMS 及び Web サーバを再構築することを目的とする。
- ・ CMS は所属ごとに自ら運用するため、IT 専門知識を有さずとも簡便かつ安全にコンテンツの更新・公開が可能であり、外部からの攻撃に対しても高いセキュリティレベルを維持し続けられる仕組みを採用する。
- ・ 再構築にあたっては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下、「ISMAP」）に登録されているクラウドサービス（6（4）に定める要件を満たすサーバ環境を含む）などを活用した、災害時や学校行事等における急激なアクセス増加に係る負荷に耐えうる性能を有するシステム構成とする。

（参考）現在のサイト数及びページ数

所属区分	サイト数	ページ数（概数）
県立高等学校	92	約 13,070
県立中学・中等教育学校	13	約 1,040
県立特別支援学校	22	約 1,940
その他県立教育機関・教育関係諸団体等	26	約 1,485
計	153	約 17,535

※容量は、全体で概ね約 700GB

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 移行予定サイト数

133 サイト（県立学校 91、県立中学・中等教育学校 13、県立特別支援学校 23、その他 6）

5 機能要件

以下と同等の機能を有していること。

機能区分	機能要件
認証機能	・ 許可されたユーザのみが利用可能であること。 ・ 本県にて導入済みである Google Workspace for Education のアカウントを利用し、認証情報を用いたシングルサインオンを実装すること。

ユーザ管理	- 以下のいずれかの手法によりユーザ管理が可能であること。 a. 現行 CMS と同様に県教育情報ネットワークと連携する。 なお、連携にあたっては県教育情報ネットワーク保守業者と打合せを実施の上行うものとする。この際において、県教育情報ネットワークシステムに変更等が発生する場合の費用は本調達に含めること。 b. 次期 CMS でユーザ管理機能を実装する。 なお、登録ユーザは Google Workspace for Education からのシングルサインオンを想定すること。
権限管理	- 以下のいずれかの手法により権限を管理し、設定可能であること。 a. 現行 CMS と同様に県教育情報ネットワークと連携する。 なお、連携にあたっては県教育情報ネットワーク保守業者と打合せを実施の上行うものとする。この際において、県教育情報ネットワークシステムに変更等が発生する場合の費用は本調達に含めること。 b. 次期 CMS でユーザ権限管理機能を有する。 ・ 決裁者のみ、個別ユーザごとに下記内容を設定可能であること。 ① Web サイト初期化 ② ページの承認・差戻し ③ Web サイトの更改
ワークフロー・承認機能	・ 権限を設定された者が公開処理を行い、インターネット上に公開できること。 ・ CMS 上でユーザからの申請及び決裁者による承認ができること。 ・ 申請情報の「承認」「差戻し」を申請一覧にて可能とすることが望ましいが、同機能を有していない場合は、運用マニュアル作成などでオペレーションフローによる代替案を提示できること。
反映処理	・ CMS の反映処理の対象ページは編集作業前後の差分のみを反映するなど、処理時間短縮を考慮した設計であること。
テンプレート選択	・ 各学校及び教育機関のサイトにおいて、利用者が学校や教育機関の違いによらず目的とする情報を直感的に探し出し、入試情報や学校生活等、各種手続き等の求める情報へ容易に到達できるよう、情報探索性の向上を目的として、共通的な情報分類及び情報配置、メニュー構成（ナビゲーション）を考慮したサイトテンプレートを提案すること。なお、各学校及び教育機関ごとの掲載情報や利用目的の違いを考慮し、必要なテンプレートの種類及び基本構成については、今後の効率的な運用保守を踏まえ、県と協議の上で決定すること。 ・ 私立高校授業料の実質無償化等の社会環境の変化を踏まえ、受験生・保護者に対する訴求力の向上を図るため、デザイン性に富む表現が可能であること。 ・ レイアウトパーツやコンテンツパーツを共通資産として追加・拡充し、全校で利用可能な形で展開できること。

ページ管理	・ サイト内でのページの追加、削除及び表示・非表示の切り替えが可能であること。												
閲覧・表示	・ 作成する Web サイトは、主要な OS やブラウザにおいて閲覧可能であること。また、スマートフォン向けのレイアウトにも対応していること。												
パーツ追加・配置	・ ページ内で以下のようなパーツを追加し、自由に配置が可能であること。 <table border="1"> <tr> <td>お知らせ</td><td>テキストエディタによるテキスト、中身の記事については図の配置や文書としての作成が可能であること。</td></tr> <tr> <td>新着情報</td><td>お知らせやアンケート更新時に、更新コンテンツへのリンクを簡単に設定できること。</td></tr> <tr> <td>メニュー</td><td>メニューの設置と、設定するページの選択が可能であること。</td></tr> <tr> <td>ブログ</td><td>画像を含む記事の作成及び更新が可能であること。外部サービスの埋め込み連携等での代替提案も可とする。その際の具体的な外部サイトは契約締結後、調整とする。</td></tr> <tr> <td>スライドショー</td><td>複数の画像を一定間隔で切り替えて表示が可能であること。</td></tr> <tr> <td>動画や地図の埋め込み</td><td>動画（YouTube 等）、地図（Google Map 等）を埋め込めること。</td></tr> </table>	お知らせ	テキストエディタによるテキスト、中身の記事については図の配置や文書としての作成が可能であること。	新着情報	お知らせやアンケート更新時に、更新コンテンツへのリンクを簡単に設定できること。	メニュー	メニューの設置と、設定するページの選択が可能であること。	ブログ	画像を含む記事の作成及び更新が可能であること。外部サービスの埋め込み連携等での代替提案も可とする。その際の具体的な外部サイトは契約締結後、調整とする。	スライドショー	複数の画像を一定間隔で切り替えて表示が可能であること。	動画や地図の埋め込み	動画（YouTube 等）、地図（Google Map 等）を埋め込めること。
お知らせ	テキストエディタによるテキスト、中身の記事については図の配置や文書としての作成が可能であること。												
新着情報	お知らせやアンケート更新時に、更新コンテンツへのリンクを簡単に設定できること。												
メニュー	メニューの設置と、設定するページの選択が可能であること。												
ブログ	画像を含む記事の作成及び更新が可能であること。外部サービスの埋め込み連携等での代替提案も可とする。その際の具体的な外部サイトは契約締結後、調整とする。												
スライドショー	複数の画像を一定間隔で切り替えて表示が可能であること。												
動画や地図の埋め込み	動画（YouTube 等）、地図（Google Map 等）を埋め込めること。												
復元機能	・ レイアウトまたはテンプレートの編集内容が自動的に保存されるとともに、編集前の状態（過去の保存時点）へさかのぼって戻すことが可能であること。なお、自動保存が不可の仕様の場合、その旨を提案書に明記した上で、編集時に保存を失念した際のコンテンツの復元方法について提案を行うこと。 ・ ページ単位（又は変更箇所単位）での復元に対応しておらず、復元操作がプロジェクト全体（サイト全体）に反映される仕様の場合は、復元によって意図しない箇所の変更内容が失われる条件や、他ページ・他校サイトへの影響範囲及びリスクを明記すること。その上で、運用の実態を考慮し、不当な干渉やデータの損失を防ぐための具体的な回避策及び運用・作業マニュアルを提示できること。 ・ 承認された後でも承認される前の状態に戻せること。												
その他	・ 各学校 Web サイトにおける多言語対応（日本語から英語等への翻訳機能等）について、効果的な実装方法を提案すること。なお、システムとして実装することが困難な場合は、多言語対応に有効な代替案について、具体的な手法及び運用の際の特徴や留意点を示した上で提案すること。												

6 システム構成・環境要件

（１）基本要件

- ・ 本システムは、ISMAP に登録されているクラウドサービス（ISMAP に登録されているサービスあるいは ISMAP 基準をクリアしたクラウドサーバ環境）上に構築すること。

- ・ 現行システムの仕様をベースとして設計を行うこと。また、実際の利用状況を調査・把握したうえでシステム構築を行うこと。
- ・ 以下の要件を満たすこと。
 - ア サポート期間内の安定版を採用すること。
 - イ 利用者認証、アクセス制御、権限管理及び監査ログ等、CMS として必要なセキュリティ機能を有していること。
 - ウ 本システムを構成する製品や技術は、国際標準もしくは業界標準に準拠していること。
- ・ 本システムは、インフラ基盤（クラウドサービスを含む）及びアプリケーション（CMS）を含む一体のシステムとして構築するものとする。
- ・ 本システムのインフラ基盤（クラウドサービスを含む）に起因する障害についても、受託者が一次窓口として対応し、原因の切り分け、クラウドサービス提供事業者への問い合わせ、復旧対応の調整を含めて責任をもって実施すること。

（２）性能要件

- ・ 24 時間 365 日稼働を想定し、災害時や学校行事等における急激なアクセス増加に係る負荷に耐えうる性能を有すること。
- ・ 特に県立中等教育学校及び県立高等学校の受験時期において、志願倍率掲載のため、全学校から同時刻に管理サーバから公開サーバへの反映が実施されることを想定すること。
- ・ 志願倍率掲載後は、各学校の Web サイトに対して、外部から多数のアクセスが行われることを想定したシステム構成及びサーバ設定を実施すること。なお、現行における志願倍率掲載期間中のリクエスト数は、公開系サーバ 1 台当たり、最大でおよそ 9,000 件/分となる。
- ・ 現行における平常時の月当たりのリクエスト数は下記の通りとなる。

（参考）現行の公開系サーバのリクエスト数（令和 7 年 2 月～令和 8 年 1 月、単位：千件）

サーバ名	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
CMS1	13,546	15,022	14,689	13,300	15,268	13,416	11,118	11,145	11,916	11,516	10,318	12,981
CMS2	12,748	14,858	15,692	14,149	15,461	14,458	10,044	11,392	11,491	10,761	10,516	11,152
CMS3	18,545	21,474	21,346	19,731	25,021	21,342	16,957	17,481	19,404	20,731	20,897	19,340
CMS4	13,400	14,702	14,482	13,949	16,971	13,930	10,255	11,143	13,568	11,975	11,542	14,441

（３）信頼性要件

- ・ サーバの計画停止を行っても、サーバの再起動だけで停止前と同様のサービスが利用可能となるシステムとすること。なお、計画停止時間は総稼働時間の 2 %未満とすること。
 - ・ CMS は、導入時点で 5 年以上のサポート継続が見込まれる製品を採用すること。
 - ・ 契約期間中は、セキュリティリスクが顕在化しないよう、必要なアップデート及び保守対応を実施すること。
 - ・ サポート終了等により継続利用が困難となる場合は、適切な対応（バージョンアップまたは代替製品への移行）を行うこと。
 - ・ 障害からの復旧を確実に短期間で行えるよう、バックアップを取得すること。バックアップは日次で取得し、復旧が必要となった際に 24 時間以内に復旧が可能な仕組みとすること。
- なお、バックアップデータへの不正アクセスや暗号化を防ぐため、ランサムウェア対策を講じた仕組みを備えること。

(4) セキュリティ要件

ア インフラ基盤

本システムを構成するインフラ基盤は、情報セキュリティが確保された構成とすること。なお、クラウドサービスを利用する場合は、ISMAP に登録されている、または以下①から③のいずれかの要件もしくはこれらに準ずる要件を満たすクラウドサービスを採用すること。なお、本要件を具備することを様式第5号（セキュリティ要件の充足について）により提示すること。

- ① 利用するクラウドサービスは、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001)の認証を取得していること。
- ② 利用するクラウドサービスは、クラウドサービスに関する情報セキュリティ管理(ISO/IEC 27017)の認証を取得していること。
- ③ 利用するクラウドサービスは、クラウド上の個人情報保護(ISO/IEC 27018)の認証を取得していること、又はこれと同等の個人情報保護管理体制（個人情報の目的外利用の禁止、削除及び返却の確約等）を有していることを証明できること。

イ アプリケーション（CMS）

アプリケーション（CMS）は、継続的な脆弱性の確認及びそれを踏まえたセキュリティアップデートが行われている製品を採用すること。また、公開された脆弱性に対して、速やかにセキュリティパッチの適用又はバージョンアップ等の対策を実施できること。なお、クラウドサービスを利用する場合は、ISMAP に登録されている、または上記アの①から③のいずれかの要件もしくはこれらに準ずる要件を満たすクラウドサービスを採用すること。なお、本要件を具備することを様式第5号（セキュリティ要件の充足について）により提示すること。

ウ 機能・運用要件

- ・ 提供するサービスの管理画面へのアクセスにおいては、運用・管理者のみがアクセスできるようにするためのアカウント管理の仕組みを有すること。
- ・ システム動作に必要でないサービスやポートは動作させず、通信を許可しないこと。
- ・ 入力フォーム等のデータ通信は、SSL（セキュリティ機能）で暗号化された通信により行うこと。なお、運用保守に係る費用においては、SSL 証明書及び設定費用を含めた上で見積額を算出すること。
- ・ WAF もしくはそれに準ずる高度なセキュリティ対策を導入し、以下の攻撃パターンを検知及び遮断できること。
 - ① 防御対象
SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング (XSS)、OS コマンドインジェクション、ディレクトリトラバーサル等の主要な Web 攻撃。
 - ② シグネチャ
OWASP Top 10 等の最新の脅威に基づいたシグネチャが自動更新されること。
 - ③ カスタムルール
IP アドレス、HTTP ヘッダー、クエリパラメータ、ユーザーエージェント等の情報をもとにリクエストの遮断・許可が設定できること。
 - ④ 国別制限等
特定の国・地域・ドメイン・IP アドレスからのアクセスを遮断できること。
- ・ WAF の障害がサイト全体のダウンタイムにつながらないこと。もしくは冗長化されたインフ

ラ上で動作すること。

- ・ WAF 導入によるレスポンス遅延が、ユーザが体感しない範囲であること。(数十ミリ秒以内)
- ・ WAF の運用状況について、定例報告資料に含めて報告すること。
- ・ 監視システムを導入し、CMS の稼働状況を随時監視すること。

① データ可視化

CPU 使用率、メモリ、ディスク I/O、ネットワークトラフィック等のリソース状況を自動収集して可視化すること。

② アラート通知

CPU やメモリ等のしきい値をもとにしたアラート通知が可能であること。

③ 死活監視

複数拠点からサーバにアクセスして応答有無を確認し、その結果をもとにしたアラート通知が可能であること。

- ・ 監視システムよりアラートが発せられ、ユーザへの影響が出た際は、原因の調査・報告を行い、是正処置を行うこと。
- ・ 発注者の情報セキュリティに関する規程等を遵守すること。

(5) アクセシビリティ要件

- ・ 本システム (Web サイト) は、JIS X 8341-3:2016 に基づき、適合レベル AA に配慮 (または準拠を目標) して構築すること。ただし、採用する CMS の仕様上、対応が困難な項目がある場合は、その具体的な範囲、理由及び代替案 (運用においてのカバー方法等) を提案時に明示すること。
- ・ 準拠対象は原則として公開されるすべてのページとする (例外がある場合は事前に協議の上定義すること)。
- ・ 受託者は、自動検査ツール及び目視・操作検証によるアクセシビリティ試験、スクリーンリーダー等による主要機能の操作確認を行うこと。
- ・ 納品時には、アクセシビリティ検証結果報告書を納品すること。この際、未対応項目がある場合は、その理由及び代替手段の提示をすること。
- ・ 運用開始後のコンテンツ更新においてもアクセシビリティが維持されるように配慮した CMS 設計及びガイドラインを提供すること。
- ・ 教職員の Web サイト編集時にも適合レベルを維持できるよう、操作マニュアル (各所属の Web サイト担当者向け) を作成し、提出すること。

7 開発体制要件等

(1) プロジェクト管理

- ・ 受注者は、本仕様書で求める CMS の構築、導入に関し、作業スケジュール・進捗管理、課題・確認事項の管理など、適切なプロジェクト管理を実施すること。
- ・ 発注者の求めに応じ、報告、打合せ等を行うこと。

(2) システムテストの実施

- ・ CMS の品質を担保するため、発注者と協議した期日までに必要な対策及びテストを整理したテスト計画書を提出し、発注者の了承を得た上で実施すること。

(3) 負荷テストの実施

- ・ 本システムへ想定される最大同時アクセス数に対し、システムが安定して稼働することを担保するため、受託者は適切な負荷テストを実施した上で、発注者が定める期日までに報告すること。
- ・ 負荷テストを実施するにあたり、必要となるツール、ライセンスの取得、検証環境の構築及び維持に係る費用は、受託者の負担とする。

(4) 運用準備、マニュアル・研修コンテンツ等の作成等

- ・ CMS の運用マニュアル（システム管理者向け）、操作マニュアル（各所属の Web サイト担当者向け）を作成し、発注者及び発注者が指定する者への説明を適切に行うこと。
- ・ 運用マニュアルには、日々の運用手順の他、障害時の対応等、運用に必要となる内容を含むこと。
- ・ 稼働後の円滑な運用支援を目的として、マニュアルや FAQ、操作研修用のコンテンツ（すべての担当者が閲覧可能）を蓄積及び共有するためのサポートサイト（Web ページ等）の初期構築及びコンテンツ作成を行うこと。併せて、これらに関する具体的な内容について提案を行うこと。

(参考) 本番稼働後の運用保守・サポート体制について

本システムの構築後（または並行稼働期間中）に別途契約予定の 5 年間の運用保守業務において、受託者には以下の業務を求める予定であるため、これらを円滑に実施できるシステム及び体制を想定して構築にあたること。

(1) 操作研修

- ・ 操作研修は、すべての県立学校及び学校以外の教育機関の Web サイト担当者が閲覧可能なコンテンツを用意すること。
- ・ リリース時にはコンテンツ移行の方法を含めた研修を実施し、翌年度以降は年 1 回対面での研修を行うこと。
- ・ 運用開始後に更新、作成するコンテンツにおいても一定の Web アクセシビリティが維持管理できるよう研修を行うこと。

(2) データ移行

- ・ データ移行は、各県立学校の教職員及びその他教育機関の職員が行う。
- ・ 受託者は、教職員からの問合せを（5）のサポートデスクで受け付け、必要となる支援を行うこと。

(3) Web サイト切替要件

以下の要件に沿って、現行 Web サイトから新 Web サイトへの切り替えを実施すること。

- ・ 切り替えの具体的な実施方法を提案に含めること。
- ・ 学校等のドメイン単位で切り替えること。
- ・ 切り替え後、現行 Web サイトとの並行稼働期間を設けること。なお、並行稼働する期間については、契約後に提示する。
- ・ 並行稼働期間中に必要となる新 Web サイトに割り当てるドメインは仮ドメインとして受託者が用意すること。費用も本調達に含めること。
- ・ その他、学校側の必要な支援を協議の上で適宜行うこと。

(4) 運用・保守等

- ・ CMS の日々の監視・運用・保守、障害対応等を行うこと。（ソフトウェアに係るセキュリテ

イパッチの適用、バックアップの管理、不具合修正等を含む)

- ・ 運用マニュアルに未記載の事象発生時は発注者と協議のうえ、対策を実施するとともに、必要に応じて運用マニュアルに手順を反映させること。
- ・ 人事異動などの体制変更に際して、管理者は CMS 上で自由にアカウント管理（登録・変更・削除）を行えることとし、受託者は必要に応じてサポートデスクでの支援を行う。
- ・ 監視・運用・保守や障害対応、問合せ対応の結果について、発注者に報告すべき事案が発生した際は、受託者は速やかに報告書を作成して提出すること。
- ・ 保守の関係上、CMS の稼働を停止させる場合は、原則として、事前に県と協議したうえで実施すること。ただし、緊急の対応を要するときは、対策を実施した後に、発注者に報告すること。
- ・ CMS の各種サーバにアンチウィルス対策を実施し、契約期間中の保守・運用を行うこと。なお、運用保守に係る費用においては、アンチウィルス対策の設定費用及びライセンス費用を含めた上で見積額を算出すること。
- ・ クラウド基盤に起因する障害対応についても、受託者がクラウド基盤提供事業者との調整の窓口を担うなど、保守・運用の範囲において実施すること。

(5) サポートデスクの設置及び運営

- ・ 受託者は、システムの円滑な運用維持を行うサポートデスクを設置すること。
- ・ 各学校等における Web サイトの魅力向上及び効果的な情報発信を促進するため、受動的な問合せ対応にとどまらない、積極的な運用支援の企画・実行に充当すること。なお、現時点で対応工数の定量的な定義が困難であるため、運用開始後の実績を踏まえ、2 年目以降に対応工数に余剰が生じた場合に、発注者と具体的な内容を協議の上決定すること。

ア 日常的な問合せ対応とサポートサイトの運用

- ・ 学校等からのシステムの操作方法に関する問合せ、障害報告等に対する窓口を設け、対応を行うこと。なお、対応件数はコンテンツ移行期間と通常の運用期間において、それぞれ以下の件数に対応可能であること。

コンテンツ移行期間：1 月あたり概ね 120 件程度

通常の運用期間：1 月あたり概ね 40 件程度

- ・ 対応時間は、平日の 8 時 30 分～17 時 15 分を想定し、発注者と協議のうえ対応すること。
- ・ 問合せ等は、電話、電子メール、問い合わせフォームで受け付けること。
- ・ 問合せ内容によっては、オンライン会議形式でのサポートを実施すること。
- ・ 対応状況を一元管理するとともに、発注者の求めに応じて報告すること。
- ・ 構築時に作成したサポートサイト等を運用し、問合せの都度、または定期的に FAQ 等の内容を更新して利用者の自己解決率の向上に努めること。

イ 全体向けの効果的活用・デザインに関するアドバイス（研修的展開）

- ・ 全学校を対象として、CMS を用いた効果的な情報発信のノウハウ、デザインのコツ等に関する情報提供（オンラインセミナーやコラム配信等）を県と協議の上で提案・実施すること。
- ・ 運用後も JIS X 8341-3:2016 適合レベル AA に可能な限り準拠できるよう、各学校に対しマニュアルを配布のうえ、定期的にアクセシビリティ対応状況について確認を促すとともに、各校より寄せられた課題に対しては、適切な支援を実施すること。

ウ 個別事案に対する重点サポート

- ・ 各学校が抱える個別の高度な課題（デザイン的大幅な見直し等）に対し、県と協議の上、個別の運用支援サポートを実施すること。なお、適切な支援を実施できるよう、現地訪問も視野に入れた上でサポート方法について提案を行うこと。
- ・ 実施回数は全体で年間 12 回を上限とする。なお、現時点で対応工数の定量的な定義が困難であるため、運用開始後の実績を踏まえ、2 年目以降に対応工数に余剰が生じた場合に、発注者と具体的な内容を協議の上決定すること。

8 サービスレベルに関する要件

(1) 想定するサービスレベル

- ・ 本システムに係るサービスレベルの達成責任は、受託者が負うものとする。
なお、クラウドサービス提供事業者等の第三者に起因する障害についても、受託者は発注者への報告及び原因調査並びにクラウドサービス提供事業者等と連携した復旧対応を可能な限り行うものとする。
ただし、受託者の責に帰さない事由（クラウドサービス提供事業者の障害、通信事業者の障害、天災その他不可抗力によるものを含む。）については、この限りでない。
- ・ 本システムの安定的な運用及び保守品質を担保するため、受託者は、将来的に以下のサービスレベルを確実に実現・維持できるシステム構成（アーキテクチャ）及び環境を設計・構築すること。

ア システムの稼働及び信頼性（詳細は該当章を参照）

システム稼働時間：24 時間 365 日（計画停止期間を除く）とする。

計画停止時間：総稼働時間の 2 %未満

障害復旧目標：万が一のシステム障害やデータ破損の際、バックアップデータ等を用いて、障害検知または連絡受付後 24 時間以内にサービスを復旧できること。

イ 性能及びアクセス耐性（詳細は該当章を参照）

負荷集中時の安定性：受験期等のアクセス集中時（最大およそ 9,000 件/分程度のリクエスト）においても、極端なレスポンス低下やシステムダウンを起こさないサーバ構成・設定を維持すること。

ウ 運用サポートデスクの応対品質（詳細は該当章を参照）

サポート開設時間：平日 8:30 ～ 17:15（土日祝日、年末年始を除く）とする。

対応キャパシティ：問い合わせやトラブル対応に対し、コンテンツ移行期間は月 120 件程度、通常運用期間は月 40 件程度を円滑に処理できる体制を維持すること。

エ セキュリティパッチの適用（詳細は該当章を参照）

緊急性の高い脆弱性への対応：悪用の危険性が高い重大な脆弱性が発見された場合（発注者と受託者の協議の上で重大と認められる場合）は、修正プログラムのリリース後、速やかに（原則 5 営業日以内）対応方針を決定し、適用等の適切な措置を講じること。なお、5 営業日以内の対応が困難な場合、受託者はその明確な理由と対応方針を具体的に発注者に提示すること。

(2) サービスレベル未達成の場合の措置

- ア サービスレベルが未達成の場合、発注者は、その状況に応じて、受託者に対して達成に向けた対応策の提示や代替手段の適用などの具体的な対応を求めることができる。
 - イ 受託者は、上記のサービスレベルの結果対応を発注者から求められた場合、速やかに業務への影響や緊急性を考慮し、本仕様書及び契約範囲内において必要な措置を講じなければならない。
- (3) 保守・運用における受託者の責務
- ア 本システムの障害対応は速やかに行うものとし、対処期間が長期に及ぶ場合は代替手段等を用意し、運用を継続できるように措置すること。
 - イ 本構築業務で納入されたものについて、受注者は責任を持ってそれらの製品・機能の保証を行うこと。
 - ウ 検査完了後、本システムにおいて本調達仕様書及び発注者が承認した詳細設計書との不一致及びそれに起因するプログラムのバグ、不具合等が発見された場合は、発注者と協議の上、受託者は自己の負担において速やかに是正措置を実施すること。
 - エ 受託者は、納入品等に関する保守について、的確かつ速やかにサービスサポートが実施できるよう、障害窓口（連絡先）及び技術的な質問に対応できる専用のサービス窓口（サポートデスク）を設置すること。
 - オ 受託者は、各サービスレベル項目の実施結果について、定例報告の際に必要な応じて報告を行うこと。

9 成果品（納品物）

以下の成果品をシステム構築完了時に納品すること。なお、成果品は、各業務の完了時に県の承認を受けたものを提出すること。その他、必要となる成果品があれば提案すること。

- (1) プロジェクト実施計画書
- (2) 実施スケジュール表
- (3) 基本設計書
- (4) 詳細設計書
- (5) CMS データ一式（学校サイト・サポートサイト）
- (6) 運用マニュアル
- (7) 操作マニュアル

10 留意事項

- (1) 本業務において受託者が新たに作成した「9 成果品（納品物）」に掲げる成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権は、発注者に帰属するものとする。受託者は、発注者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- なお、発注者は、受託者が当該成果物を自己の製品・サービスの改善及び開発の目的に限り利用することを妨げない。ただし、受託者は当該利用にあたり、発注者の事前の書面による承諾を得るものとし、第三者への提供または開示を行ってはならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本業務を途中で解除する場合、又は将来において他の CMS への移行が行われる場合に備え、発注者（発注者及び各学校等）が自ら作成・登録した文章、図表、画像、映像、音声その他これらに類するコンテンツ（著作物）に係る著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。

- (3) 受託者は、発注者から申し出があったときは、前項の発注者に帰属する文章・画像等の著作物、各種コンテンツデータ及び学校サイト・サポートサイトの登録データ（データベース内のデータ等を含む）などについて、発注者とその範囲、形式及び期限等を協議の上、提供すること。
- (4) (1)の規定にかかわらず、受託者または本業務の実施に関与するすべての者（再委託先及びその再委託先を含む。以下「関与者」という。）が本業務着手以前から保有する著作物、パッケージソフトウェア、汎用 CMS 製品、ライブラリ、第三者が提供するオープンソースソフトウェア（OSS）、その他の既存の知的財産（以下「既存知的財産」という。）の権利はこの限りでない。
- (5) 前項の場合、受託者は発注者に対し、本システム（各学校 Web サイト及びサポートサイト）の利用・運用継続・将来の他システムへの引継ぎに必要な範囲で、当該既存知的財産の使用を許諾するものとする。なお、本業務において県独自の仕様を反映したカスタマイズ部分が受託者の既存知的財産と技術的に不可分である場合は、当該カスタマイズ部分の利用についても同様の使用許諾の範囲に含まれるものとする。
- なお、当該使用許諾は、受託者又は正当な権利者が保有する著作権その他の知的財産権を移転するものではなく、ソースコードその他営業秘密の開示義務を生じさせるものではない。
- (6) 受託者は、成果物の利用、運用又は将来の引継ぎに影響を及ぼす主要な既存知的財産の一覧を業務着手前に発注者に開示するとともに、関与者に変更が生じた場合は速やかに届け出るものとする。
- (7) 受託者及び関与者が第三者の著作物を本業務において利用する場合は、当該著作権者から利用許諾を受けた上で利用するものとし、これに要する費用は受託者が負担するものとする。
- (8) 第三者の著作物の利用に関して著作権者との間で係争が生じた場合は、受託者が自己の費用負担と責任においてこれを解決し、発注者に損害、損失及び費用（弁護士費用を含む。）を生じさせないものとする。関与者の行為に起因する場合も同様とし、受託者が一元的に責任を負うものとする。
- (9) 発注者は、(1) 及び (2) に基づき帰属した成果物・コンテンツについて、本業務の継続・次期調達における引継ぎ及びこれに必要な改変を行う権利を有するものとする。受託者は、(5) に定める利用許諾の範囲において当該成果物を利用できるものとするが、当該利用が発注者の引継ぎ・改変権の行使を妨げてはならない。
- (10) 発注者は、プロポーザルにより選定した受託予定者との間で、契約締結前に本仕様書の技術的事項及び著作権・所有権・使用許諾の範囲を含む権利関係について協議を行うことができる。当該協議は、本仕様書に定める業務の目的・水準・調達範囲を変更しない範囲において行うものとし、協議の結果は書面により記録するものとする。協議が整った場合は、発注者は必要に応じて本仕様書を改訂した上で契約を締結するものとする。協議が整わない場合は、発注者はプロポーザルの選定結果に基づき改めて手続きを行うことができる。
- (11) 業務完了検査の結果、成果物が契約の内容に適合しない場合は、受託者は、契約書上の契約不適合責任期間内で修正を行い、再度検査を受けること。
- (12) 業務の実施に当たり、県立学校等、現地に赴いて調査・データ移行支援・操作研修等の業務を実施する必要がある場合、移動に係る費用は受託者の負担とする。
- なお、受託者の責任によって発生した業務を除き、現地へ赴く回数及び対象校の範囲については、別途両者協議の上で決定した範囲に限るものとする。
- (13) 本業務に必要な機器、検証環境、検証用ライセンス等は受託者が用意すること。
- なお、本システム固有の検証環境（クラウド等）の利用料や CMS 等のライセンス費用は、受託者が本業務の見積額に含めて提案するものとする。

(14) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、その都度、両者協議の上で決定すること。

(15) 契約終了時又は発注者から要請があった場合、発注者又は後継事業者による円滑な移行が行えるよう、データ提供、技術情報の提供その他必要な引継ぎ支援を行うこと。

なお、当該データの提供・移行に係る費用負担（受託者の業務の範囲を超える特別な作業が発生した場合の費用を含む）については、提供の範囲や形式の協議と併せて発注者と受託者で協議し、その負担者を決定するものとする。